



全ト協発第10号 (環・適)
平成30年4月5日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己



「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の 一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げ等に関し、国土交通省自動車局長より「「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について」通達が発出されました。

つきましては、貴協会及び貴実施機関におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者等に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

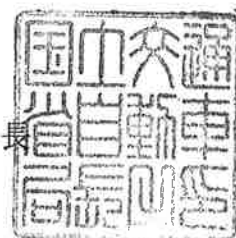
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第260号の2
国自貨第180号の2
国自整第357号の2
平成30年3月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正
について

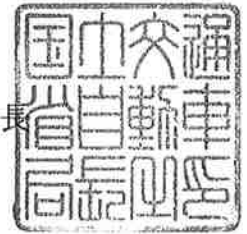
標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



国自安第260号の2
国自貨第180号の2
国自整第357号の2
平成30年3月30日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局長



「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、地方実施機関に対し周知徹底を図られたい。

国自安第260号
国自貨第180号
国自整第357号
平成30年3月30日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正
について

今般、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿</p> <p>沖繩総合事務局長</p> <p>自動車交通局長</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>1～3 （略）</p>	<p>各地方運輸局長 殿</p> <p>沖繩総合事務局長</p> <p>自動車交通局長</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>1～3 （略）</p>
<p>国自安第 73号 国自貨第 77号 国自自整第 67号 平成21年 9月29日 一部改正 平成21年 11月20日 一部改正 平成22年 12月15日 一部改正 平成24年 4月 6日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成30年 3月30日</p>	<p>国自安第 73号 国自貨第 77号 国自自整第 67号 平成21年 9月29日 一部改正 平成21年 11月20日 一部改正 平成22年 12月15日 一部改正 平成24年 4月 6日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成29年 1月13日</p>

4 自動車等の使用停止処分

(1) 略

(2) 自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとし、所属する事業用自動車の5割を超えないものとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両と算出して取り扱うこととした上で、けん引車を基準として処分車両数に算入するものとする。

ただし、けん引車の数が被けん引車の数より多い場合における被けん引車の扱いについては、使用停止処分の対象とするけん引車の数にかかわらず、被けん引車の数の5割を限度とすることとする。

(例) けん引車10両、被けん引車6両を保有する場合の停止例（日車数に応じて）

停止車両数が1両 →	けん引車1両 +	被けん引車1両
”	2両 →	けん引車2両 + 被けん引車2両
”	3両 →	けん引車3両 + 被けん引車3両
”	4両 →	けん引車4両 + 被けん引車3両
”	5両 →	けん引車5両 + 被けん引車3両

処分日車数 (X)	所属する事業用自動車の数			
	<u>~10両</u>	<u>11~20両</u>	<u>21~30両</u>	<u>31両~</u>
<u>~10日車</u>	<u>1両</u>	<u>1両</u>	<u>1両</u>	<u>1両</u>
<u>11~30日車</u>	<u>1両</u>	<u>2両</u>	<u>2両</u>	<u>2両</u>
<u>31~60日車</u>	<u>1両</u>	<u>2両</u>	<u>3両</u>	<u>3両</u>
<u>61~80日車</u>	<u>2両</u>	<u>3両</u>	<u>4両</u>	<u>5両</u>
<u>81日車~</u>	<u>Y + (X - 80) / 10 (注1)</u>			

4 自動車等の使用停止処分

(1) 略

(2) 自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両と算出した上で算入するものとする。

処分日車数	所属する事業用自動車の数				
	<u>1両 ~10両</u>	<u>11両 ~30両</u>	<u>31両 ~60両</u>	<u>61両 ~100両</u>	<u>101両~</u>
<u>~30日車</u>	<u>1両</u>	<u>1両</u>	<u>1両</u>	<u>1両</u>	<u>1両</u>
<u>31~60日車</u>	<u>1両</u>	<u>2両</u>	<u>2両</u>	<u>3両</u>	<u>3両</u>
<u>61~100日車</u>	<u>1両</u>	<u>2両</u>	<u>3両</u>	<u>5両</u>	<u>5両</u>
<u>101~300日車</u>	<u>2両</u>	<u>3両</u>	<u>5両</u>	<u>8両</u>	<u>10両</u>
<u>301日車~</u>	<u>3両</u>	<u>3両</u>	<u>5両</u>	<u>10両</u>	<u>15両</u>

(注1) 端数は切り上げることとし、81日車～の欄の「Y」は、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合を除き、処分日車数61～80日車の各欄に定める処分車両数とし、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合にあつては、「8」とする。

(注2) この表に定める処分車両数によらない処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、処分車両数を決定することができるものとする。

(3) ～ (4) 略

5～8 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成30年3月30日 国自安第260号、国自貨第180号、国自整第357号)

1 この通達は、平成30年7月1日から施行する。

2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

(注) この表に定める処分車両数を上回る車両数を処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、この表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。

(3) ～ (4) 略

5～8 (略)

附 則 (略)